

平成21年度 小売価格調査結果をお知らせします

市では、市民の皆さんの中から16人の方に「消費生活モニター」を委嘱し、毎月、市内で、生活関連商品の小売価格調査を実施しています。

下表は、平成21年度の小売価格調査結果(一部の商品)を平成20年度と比較したものです。

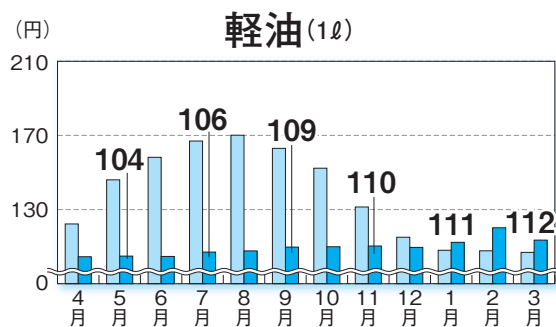
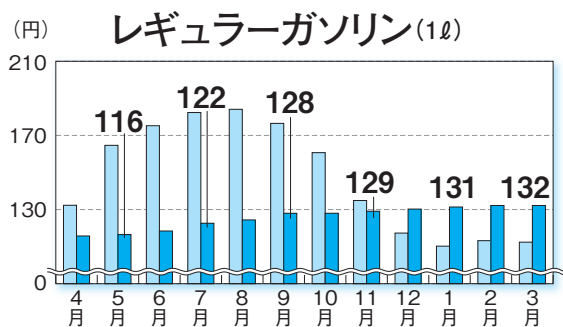
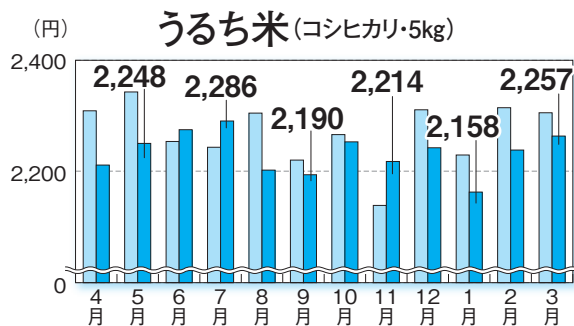
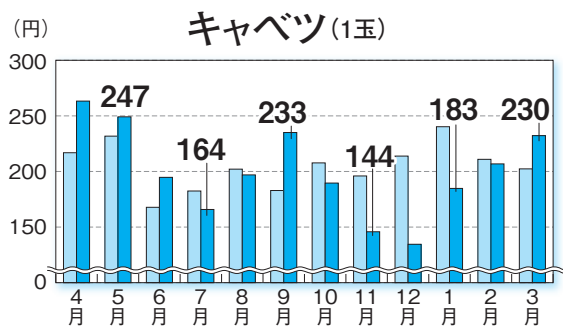
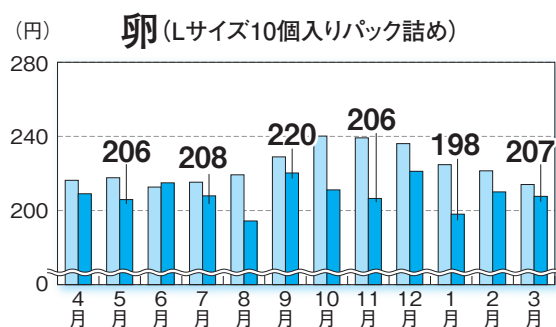
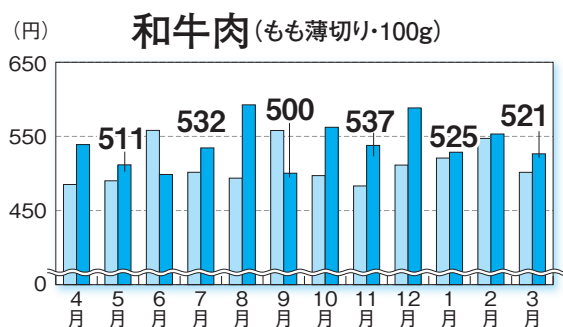
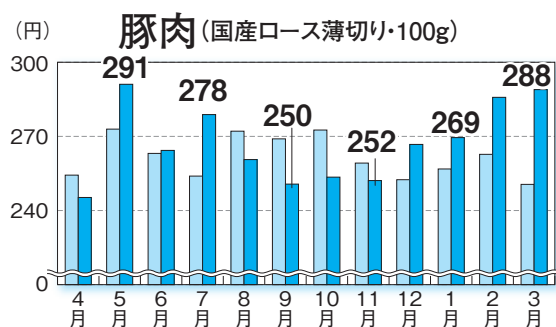
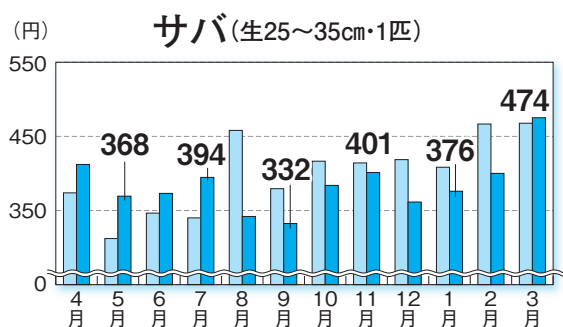
また、月々の調査結果は、市ホームページでお知らせしていますので、日ごろの生活の参考にしてください。

毎日の暮らしの中で、悪質な訪問販売、架空請求、多重債務などのほか、消費生活についても疑問に思うことがありましたら、気軽にお尋ねください。

《問合せ》生活環境課生活係「くらしの相談室」 ☎21-9001



平成20年度 ■ 平成21年度 ■



※グラフ中の数値は、平成21年度の奇数月の金額です。

4月1日から 子ども手当制度が始まりました

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、「子ども手当制度」が4月1日から始まりました。

これまで、所得超過のため児童手当を受給できなかった方や、新たに対象となった中学2～3年生の子どもを養育している方は、申請が必要です。該当者には、4月下旬お知らせを郵送しましたので、「認定請求書」または「額改定認定請求書」を早めに提出ください。

また、申請が必要な方で「請求書」が届かない場合は、連絡ください。

なお、公務員は、勤務先で手続きください。その際、二重受給にならないよう

に必ず勤務先に相談ください。



申請が必要な方

◆中学校修了までの子どもを養育している方で、3月31日現在、児童手当を受給していなかった方

「認定請求書」の提出が必要です。

なお、お知らせは、住民票で対象者が確認できた場合に、世帯主あてに送付しています。申請は、子どもを養育している方が行ってください。

▽必要なもの 認印(朱肉を使うもの)、保険証(父母分)、請求者の口座番号の分かるもの(ゆうちょ銀行の場合は通帳)、請求者の基礎年金番号が分かるもの

※その他、必要な書類の提出を願います。
◆中学2～3年生の子どもがあり、3月31日現在、児童手当を受給していた方

「額改定認定請求書」の提出が必要です。

▽必要なもの 認印(朱肉を

使うもの)

申請が不要な方

◆小学生以下の子どもがあり、3月31日現在、児童手当を受給していた方

手続きは必要ありません。中学1年生についても、手続きは不要です。

子ども手当の内容

▽対象 0歳～15歳到達後最初の3月31日までの方

▽支給月額 1人1万3千円

▽支給月 6月・10月・2月の15日(休日の場合は、前日の営業日)

▽所得制限 なし

▽受給資格者 子どもを養育している父母など

※共働き夫婦の場合、子どもの生計を維持している程度の高い方が受給できます。

▽寄付制度 子ども手当の全部または一部を市に寄付することができ。詳細は、お問い合わせください。

《提出先・問合せ》市民課市民係 ☎21-9015または各総合支所市民福祉課

小児慢性特定疾患医療受給者証を更新します

有効期限が平成22年7月31日の小児慢性特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、平成22年8月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望する20歳未満(8月1日現在)の方は、手続きください(一定の医学的基準を満たす方が対象です)。

必要書類

・小児慢性特定疾患医療受給者証更新交付申請書

・小児慢性特定疾患医療意見書(医師の記載によるもの)

・成長ホルモン治療意見書(ヒト成長ホルモン治療者のみ。医師の記載による)

・所得を証する書類
・世帯全員の住民票
・患者本人の健康保険証の写し
・印鑑

・身体障害者手帳または療育手帳の写し(重症申請者のみ)
・重症患者認定申請書(重症申請者のみ)
・保険者照会に必要な同意書
および書類

▽申請期限 6月30日(水)
※土・日曜日、祝日は除く

《問合せ》豊岡健康福祉事務所 地域保健課(幸町) ☎26-3662(申請受付および相談窓口)

国民健康保険税軽減制度のお知らせ

4月10日号の市広報紙で、非自発的失業者(会社の倒産、リストラなど)の国民健康保険税の軽減措置をお知らせしましたが、「雇用保険受給資格者証」の離職理由が「33」の方も軽減の対象となります。



該当する方は、公共職業安定所から失業者に交付される「雇用保険受給資格者証」を持

参の上、市民課国保医療係

たは各総合支所市民福祉課に届けください。

▽対象 「雇用保険受給資格者証」の離職年月日理由欄に記載されている離職理由コードが11・12・21・22・31・32・33の「特定受給資格者」と、23・34の「特定理由離職者」

《問合せ》市民課国保医療係 ☎21-9061または各総合支所市民福祉課